



# 気づくのは あなたと地域の 心の目

投げ落とす、激しく揺さぶる、戸外に閉め出す など  
**性的虐待**▼子どもへの性交、性的行為の強要 など  
**ネグレクト**(養育の拒否・保護の怠慢)▼食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置すること など  
**心理的虐待**▼言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスを行うこと など

## 子どもを虐待から守るために

- 虐待や不適切な関わりを受けている子どもたちは、何らかのサインを出しています。この虐待のサインを早く気付いてあげることが重要です。
- 【子どもからのサイン】**
- 不自然な傷やアザのあと。
- 季節にそぐわない服装。
- 衣服や体がいつも不潔。
- 夜遅くまで外で遊んでいる。
- 落ち着きがない。乱暴。

## ひびく悩まなごん

子育てで悩んでいるのは、あなたひとりだけではありません。子育て中の方は何らか

の悩みを抱えて、子育てをしています。でも、ひとりで悩まないでください。

## 「こんな悩みはありませんか？」

- 子どもがかわいく思えない。
- 周りに悩みを聴いてくれる人がいない。
- 子どもを見ているとイライラしたり、たたいてしまう。
- 誰かに自分の想いを聴いてもらうだけで、気持ちが楽になることもあります。今より少しでも良い方法を一緒に考えましょう。

## 児童虐待を防止するために 私たちができること

散歩中や買い物中に、子どもを連れられたお父さんや、お母さんを見かけたら、「かわいいですね。」「何歳ですか?」などと声を掛けてあげてください。みんな一生懸命子育てをしています。子育て中の方に「子育ては独りでしているのではない。みんなが見守ってくれている。」と思ってもらうことが大切です。

あなたの一声で、子育てに悩んでいるお父さん、お母さんが救われるかもしれません。

連日のように、児童虐待による痛ましい事件が報道されています。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決しなければならぬ重要な課題となっています。

このため、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう取り組みを行っています。

## 「児童虐待」とは

虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。子どもへの虐待とは、保護者などが子ども(18歳に満たない方)について行う行為で、子どもの心や身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう場合をいい、生命に危険のある暴行などに限らず、子どもに対する不適切な関わりは全て含まれます。

子どもがづらい思いをしていたら、それは「しつけ」ではなく「虐待」です。子どもの立場に立つて考えることが必要です。

## 児童虐待の種類

身体的虐待▼なぐる、ける、

児童虐待は、地域全体で取り組むことで、発生予防につながります。地域をあげて、子育てをしていきましょう!

## 虐待に気づいたら...

「何かおかしいな」「限度を超えている」と感じたら、または児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した方は、**通告(相談)**してください。  
\* 通告は子どもを守るためのものです。医師や公務員などの「守秘義務」違反にはなりません。  
\* また、連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。  
\* 結果的に通告が誤りであったとしても、刑事上・民事上の責任は問われません。

## 児童虐待通告(相談)先・子育て相談先

- 三好市福祉事務所子育て支援課(子育て支援センター)
- ☎ 72-7666
- 徳島県西部こども女性相談センター(美馬保健所内)
- ☎ 0883-53-3110

## 一人で悩んでいるあなたへ あなたの「働く」をお手伝いします まずは「相談」から始めてみませんか?



仕事に就くことへの不安がある、人と話すのが苦手であるなどの理由で社会への第一歩を踏み出せないでいる若者やそのことに関して心配しているご家族の方、お気軽に、あわ地域若者サポートステーションにご相談ください。なお、就労に向けた各種サポートプログラムも行っています。

### ◆こんな悩みはありませんか?

- 対人関係が苦手 ○何をしたらいいかわからない ○仕事が長続きしない ○働くことに不安がある

### ◆どんな人が利用できますか?

義務教育終了後の15歳から概ね39歳の仕事や社会参加に不安を抱えている方を対象にしております。また、ご本人様だけでなく、保護者のご相談もお受けしております。相談は無料ですが、事前のご予約が必要です。

### 【ご相談・お問い合わせ先】

あわ地域若者サポートステーション (☎ 088-637-7553) ・三好市商工政策課 (☎ 72-7645)

## 11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」



暴力は、性別や年齢、間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、子どもがいる場合は児童虐待にもつながります。

内閣府が実施した調査によると、女性の3人に1人が「暴力を受けたことがある」と回答しています。

この運動をきっかけとして、暴力による人権侵害について考えてみませんか。あなたや、あなたの周りの誰かが被害に遭われた時には、徳島県西部こども女性相談センターにご相談ください。

**【暴力の種類】**(身体的暴力) たたく・ける・物を投げるなど、(精神的暴力) バカにする・傷つく言葉を言う・無視する・大声でどなるなど、(社会的暴力) メールや着信をチェックする・友だちとのつきあいを制限するなど、(性的暴力) 無理にキスや性行為をする・避妊に協力しないなど

※ 西部こども女性相談センターでは暴力をはじめ、女性の自立のための問題(家族関係・離婚・経済的問題)についても相談を受け付けております。お気軽にお電話ください。

**【相談先】** 徳島県西部こども女性相談センター (☎ 0883-56-2109) ・三好市子育て支援課 (☎ 72-7648)





**注文していないのに  
健康食品が送られてきた！  
こんな時は、すぐ相談！**

**安易に受け取らない事が大切  
例えば、こんなケースが…**

【事例1】  
夫が生前に契約したことがあるという業者が、電話で「通常価格より安くするから」と健康食品を勧めてきた。すでに常用している健康食品があるからと断つたのに、後日商品が送られてきた。(80歳代女性)



【事例2】「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文している。代金は2万円。支払わないと訴える」と脅された。経済的にゆとりがないので、そんなに高い健康食品を注文するはずがないのに、翌日業者が言ったとおり商品が届いてしまった。(70歳代女性)

**問** 健康食品の電話勧誘販売で、「断つたにもかかわらず商品が送られてきた」「買うとは言っていないのに商品が届いてしまった」どうすればいいですか？

**答** 消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。勧誘されても必要なければつきりと断りましょう。業者名や連絡先を確認しておくことも大切です。

商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。困ったときは、速やかに左記までご相談ください。

**【お問い合わせ先】**  
徳島県消費者情報センター  
088-623-0110  
三好市商工政策課  
072-7645



**守っていますか？  
飼い主のマナー**

**飼い主には責任があります！**

▽動物を捨てることは犯罪です。愛護動物の遺棄は50万円以下の罰金に処せられます。(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)  
▽動物の臭いや糞、鳴き声などで人に迷惑をかけるないようにしましょう。(動物の愛護及び管理に関する法律第7条、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第5条)  
▽糞の不始末は、飼い主の責任です。必ず片付けて、公園や道路、他人の土地を汚さないようにしましょう。(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第6条・7条)

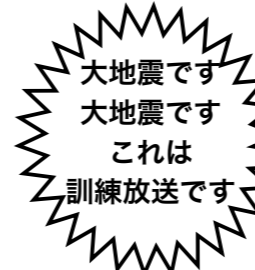
▽動物の繁殖予定がないのであれば、不妊去勢手術を受けさせましょう。(動物の愛護及び管理に関する法律第37条、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第5条)

**地域ねこ活動をしていますか？**  
「地域ねこ活動」とは、行政と協力して、地域ぐるみで飼い

主のいない猫を保護・管理しようとする取り組みです。活動の内容については法的な基準があるわけではなく、実際の内容は地域によって異なります。  
「これ以上、増やさない」「猫を管理することで、地域環境と住民の生活を守る」「猫の健康と安全を守る」が基本となり、住み着いている猫を「地域ねこ」と認定して適切に管理することで、最終的には飼い主のいない猫を減らすことが目的です。  
個人で勝手に餌やりだけをしている野良猫たちを「地域ねこ」とは言いません。ルールを設け、それを満たして初めて成立する活動です。活動したい方や詳しく知りたい方は、左記までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**  
三好保健所生活衛生担当  
072-1121  
三好市環境課  
072-3436

**緊急地震速報の訓練放送を行います**



大地震です  
大地震です  
これは  
訓練放送です

12月3日「全国瞬時警報システム(J・ALERT)」を通じた、緊急地震速報の訓練放送を実施します。

緊急地震速報を見聞きして強い揺れが来るまでの時間はごくわずかで、短い時間にあわてず、身をを守る行動をとるためには、あらかじめどのような行動をとるかを知り、実際に行動をとって経験しておくことが大切です。

この機会に、ご家庭や地域などでの行動訓練にご活用ください。緊急情報として伝達されるため、最大音量による放送となりますのでご注意ください。

**【訓練日時】**  
平成24年12月3日(月)  
10時15分ごろ

※気象・地震活動の状況などにより訓練を中止することがあります。

**【実施内容】**  
音声告知端末末による緊急地震速報の訓練放送

**【放送内容】**  
最初に「緊急地震速報チャイム(NHKチャイム音)」が流れます。  
放送内容：「大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返し)

**【屋内での対応】**  
・家具の移動や落下物から身を守るため、頭を保護しながら大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる



・慌てて外に飛び出さない  
・その場で火を消せる場合には火の始末をする  
・扉を開けて避難路を確保する

※J・ALERTとは？  
緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を消防庁から人工衛星を用いて送信し、市区町村の音声告知端末や防災無線を自動的に起動させることで、住民のみならず瞬時に情報伝達するシステムです。

**【お問い合わせ先】**  
三好市危機管理課  
072-7625

**～みんなで考えよう防災～  
見て・体験して・遊んで学べる  
三好市防災フェアを開催します**



11月23日、フレスポ阿波池田駐車場にて、「みんなで考えよう防災」をテーマに、三好市防災フェアを開催いたします。  
防災に関する各種展示や体験などを通じて、子供から大人まで幅広い年齢層が防災意識を深め、「見て・体験して・遊んで学べる」イベントです。皆さまのお越しをお待ちしています。

**【日時】**  
平成24年11月23日(金)  
11時～15時

**【場所】**  
フレスポ阿波池田駐車場内  
(池田町サラダ1612-2)

**【主な出展内容】**  
▽体験コーナー  
・地震体験車  
・降雨体験装置  
・土石流3D体験シスター  
・煙体験ハウス  
・新聞紙での防災工作など  
▽緊急車両および災害対策用車両の展示  
・消防車、救助工作車、パトカー、自衛隊車両など  
▽啓発コーナー  
・災害記録写真パネル展  
・防災用品の展示  
・住宅耐震相談など

**【参加費】** 無料  
**【主催】** 三好市  
**【お問い合わせ先】**  
三好市危機管理課  
072-7625



# 連載 地域おこし協力隊

## 活動報告

15

うだつマルシェに遊びに来てください 吉田 絵美

日毎に寒気加わる時節となり  
ましたが、皆様いかがお過ごし  
でしょうか。来たる11月24日(土  
曜日)10時から16時まで、第六  
うだつマルシェを行います。

うだつマルシェは、四国のおとつ  
ておきな手作りのおいしいもの  
やすてきな雑貨を集めたマー  
ケットです。会場となる池田町  
のうだつの残る町並み(三好市  
池田町マチたばこ資料館周辺)  
をゆっくり歩いてみませんか。

今回は「お宝いっぱい!食と文  
化の秋のマルシェ」と題して、色々  
な企画を催しておりますので、ご  
家族あわせてお越しください。

【一箱古本市】10時~15時  
政海旅館周辺(池田町マチ  
2475)本好きの人々がそれ



ぞれに持ち寄った段ボール一箱  
分の本を販売する、フリーマー  
ケット形式の古本市です。東  
京の不忍ブックストリートで  
2005年から始まり、現在で  
は小布施、仙台、福岡、呉など様々  
な場所で行われており、今回は  
徳島県初の開催となります。

【一箱古本市関連イベント】地方  
での出版についてトークショー  
15時30分~17時 スペースキ  
せる(池田町マチ2467-1)  
参加無料

【ミナクマリとミヤタケタカカキの  
四国ツアー Vol.2】17時30  
分開場 18時開演 まちかど  
資料館(池田町マチ2226)  
1000円(ワンドリンク)

他にも、「まちかど資料館・  
藍染作家展示会」「三好市おい  
しいもの集合コーナー」「わい  
わい子供ワークショップコー  
ナー」なども設けます。  
【ホームページ】  
<http://kirari-honmachi.ciao.jp/>

三好の幸を伝えます

新茶を販売したトロッコ列車  
のイベントがあつてから様々な  
ことがありました。その後の詳  
細は前回の市報やブログにも書  
いておりますが、ご縁がご縁を  
呼び、今の活動につながってい  
ます。

去る10月20・21日は同僚の吉  
田隊員と「伝える暮らしワーク  
ショップ in 祖谷」を開催いた  
しました。地元の方々に講師に  
招き、初日は石切体験ととれた  
てのあめごを使ったひらら焼き  
の食事会、襖からくりの鑑賞、  
翌日はかずら編み教室などを行  
い、東京など遠方からおこしの  
お客さまに三好の幸を思う存分  
味わっていただきました。



茂泉 賢弥



ひらら焼きは、平たい石の上  
に味噌や岩豆腐で土手を作り、  
あめごやこんにやく、じゃがい  
もなどを石ごと煮込む三好市の  
料理です。私も地元の名人から  
伝授されました。

来月の「うだつマルシェ」で  
も出店する予定です。お茶と同  
様、三好市の宝としてこれから  
も全国の人々に味わってもらい  
たいです。

## 三好市まちづくり 基本条例を紹介します



平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を  
広く知っていただくために、条例の内容について連載しています。  
今回は「第6章 行政運営の基本原則」についてご紹介したいと思います。

### 「行政の組織及び運営」 つてなに?

①行政の組織は市民にわか  
りやすく、機能的なもの  
でなければならぬ。  
②市は、市域が広く山間地  
が多いという三好市の特  
性を踏まえ、行政運営を  
行うものとする。

行政の組織と運営の基本的な  
あり方について定めています。  
三好市は市域が広く山間地が多  
いという地理的な特性がありま  
す。こうした実態をふまえて、  
市役所組織のあり方や山間地に  
配慮したより身近な行政運営に  
努めることを定めています。

### 「国、県との関係」 つてなに?

①市は、国及び徳島県と対  
等の立場にあることを踏ま  
え、自らの判断と責任にお  
いて、施策を決定するもの  
とする。

地方分権の流れをふまえて、  
「自分たちのことは自分たちで決  
める」という自治の原点に立っ  
て、市は自らの判断と責任にお  
いて政策を決定すべきである  
という考え方を定めています。



### 「財政」 つてなに?

①市は、財源を効率的かつ  
効果的に活用して市民サー  
ビスの向上に努めるととも  
に、健全な財政運営に努め  
なければならぬ。  
②市は、資本金の2分の1以  
上を市が出資する法人に対  
し、その財政状況を市民に  
わかりやすく公表し、健全  
な財政運営と経営の透明化  
を図るよう、指導及び助言  
を行うものとする。

財政運営についての市の姿勢、  
基本的な考え方を定めています。  
行政は税金や使用料、手数料  
など市民の負担によつて運営さ  
れていることから、第1項では、  
財政を効率的かつ効果的に活用  
して市民サービスの向上に努め  
ることを定めています。

第2項は、市の財政だけでなく、  
外郭団体の財政についても透  
明化を図ることを定めています。  
市が資本金を2分の1以上出  
資する外郭団体に対して、自治  
法に基づく議会への報告などと  
は別に、市民に直接財政状況の  
公開などを指導することを明確  
にしました。

### 「市民の意見等の聴取及び 応答責任」 つてなに?

①市は、常に市民の意見、  
要望、提案及び苦情等(以  
下「意見等」という。)の  
聴取に努めなければなら  
ない。  
②市は、市民の意見等に対  
して、速やかに応答しな  
ければならぬ。

市は常に市民の意見に耳を傾  
けるとともに、苦情や意見につ  
いては迅速に伝える「応答責任」  
があることを定めています。

来月号も引き続き「第6章  
行政運営の基本原則」について  
解説していききたいと思います。



詳しい内容は三好市ホームページで  
公開中です。ぜひご覧ください。  
◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202  
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp